

重要事項説明書 給食費（副食費）

- 1号認定子ども 月額 3,200円（4月、8月は徴収しません）

ただし、1号認定子どもについては、世帯の市民税所得割額（※1）が77,101円未満の世帯、所得にかかわらず第3子以降の子ども（※2）は、副食費が免除になります。免除対象者には別途通知をします。

- （※1）免除決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用がないものとして算出した額となります。なお、道府県から政令指定都市への事務移譲に伴い、政令指定都市のみ、平成30年度から市県民税所得割額の標準税率が変更されました（市民税：6%→8%、県民税：4%→2%）が、免除決定の基礎となる市民税所得割額については、従前の6%（名古屋市のみ5.7%）で算出した額となります。
- （※2）同一世帯内の小学校第3学年以下の子どものうち、年齢の高い順から数えて（小学校就学前の子どもは、認可保育施設等に在籍等する子どものみ数える）第3子以降の子ども

- 免除決定の方法（市町村民税所得割額による）

- ・ 令和7年5月分副食費～令和7年7月分副食費
令和6年度市町村民税
※令和5年分所得等により決定
- ・ 令和7年9月分副食費～令和8年7月分副食費（令和8年4月分は除く）
令和7年度市町村民税
※令和6年分所得等により決定

- 納付方法

原則、口座振替とします。
口座振替日は、各月の末日です（12月は25日）。
ただし、末日が土日祝の場合は、翌金融機関営業日となります。
口座振替開始までは、園に直接納付していただきます。
集金日は園によって異なります。

- 減額について

- ① 長期欠席の場合（届出書の提出が必要です。）

連続で欠席し、給食提供日のうち喫食をしない日が10日以上となる場合。
原則、欠席する5日前（土日祝を含む）までに園に届出が必要です。
届出書は園にあります。
喫食をしない日が18日となる場合は、1か月分を減額します。
喫食をしない日が10日以上18日未満となる場合は、半月分を減額します。

※1か月分を減額する日数（18日）を超えて連続して欠席するときは、超える日の日数の初日を喫食しない日の1日目として、改めて上記に従い、減額を行います。

日数計算の考え方

1日	2日	3日	4日	5日	6日
届出日					喫食をしない日の起算日

- ② 月途中入退園の場合（届出書の提出は不要です。）

当該月の給食提供日のうち月初めからもしくは月末まで
喫食をしない日が連続18日以上となる場合は、1か月分を減額します。
喫食をしない日が連続10日以上となる18日未満の場合は、半月分を減額します。

※減額分は、翌月以降の給食費で調整することを基本とします。

●減免について

以下（１）～（３）に掲げる要件に当てはまる場合は、申請により減免される場合があります。申請方法など、詳しくは幼保運営課までご相談ください。

- （１）非自発的な失業、休業又は離職（自己都合による退職、転職などは除く）により、世帯の収入が著しく減少した場合
- （２）疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合
- （３）火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合

●税更正等があった場合

当該年度中に税更正、世帯状況の変更があった場合は、当該年度の５月もしくは９月に遡及して再度免除・徴収の決定をする場合があります。

●滞納があった場合

納入期限までに納付がなく、長期間、納付の確認がとれない場合は、法的措置を行う場合があります。

納入期限は、各月の末日です（１２月は２５日）。ただし、末日が土日祝の場合は、翌開園日となります。

●年度途中における給食費（副食費）の月額の変更について

物価の上昇等により国から示される公定価格に変更があった場合、設定した給食費（副食費）の月額を年度途中に変更することがあります。